

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）施行規則案等についてのパブリックコメント結果について

平成29年4月
林野庁

1. パブリックコメントの実施内容

クリーンウッド法に基づく、施行規則案等（※）について、平成29年2月22日～3月23日（30日間）まで広く国民から意見・情報を募集。この結果、募集期間において、214の個人・団体から492件の御意見（同趣旨の御意見を含む。）を受付。

※①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則案

②木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令案

③合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針案

2. 主なパブリックコメントの内容

- ① 登録料等の新たな追加的負担が生じることにより、林業事業者の経営が悪化することのないよう、現場の声をくみ取り、具体的運用を定めるべき。
- ② 林野庁ガイドラインに基づく業界団体による合法木材の認定等の従来の認定や認証との取扱いの共通化や簡素化など整合性をとって進めるべき。
- ③ 対象物品、登録の手続き、合法性を証明する書類などの詳細について示してもらいたい。
- ④ 国は、登録木材関連事業者が取り扱う合法性が確認できなかった木材等について量を把握し、その量を減らしていくための取組を行うべきではないか。

3. 対応方針及び今後の予定

- ・ 対象物品や登録の手続き、合法性証明の書類等、法令の内容に関する具体的な取組方法などを示した手引やQ&Aを定めて、農林水産省HPで示す予定。木材関連事業者の追加的負担が可能な限り抑制されるよう、従来の認定等の仕組みと整合性をとった運用とする考え。
- ・ 登録木材関連事業者により合法性が確認できた木材の量を把握・公表し、実効性の高い制度運営を行う考え。
- ・ 施行規則については5月1日に公布予定、施行日は法施行日（5月20日）。省令及び基本方針は法施行後、公布・施行予定。